

自動けいぞく（累積）投資規定

1.（この規定の趣旨）

(1) この規定は、お客さまと株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「当該銘柄」といいます。）の自動けいぞく（累積）投資に関する取り決めです。

当行はこの規定にしたがって、自動けいぞく（累積）投資契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結いたします。

(2) 当行が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当行が別に定める「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する規定」に基づき、お客さまがつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。ただし、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する規定」により、お客さまがつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

2.（申込方法）

(1) お客さまは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名・捺印し、これを当行に提出することによって各当該銘柄ごとに契約を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。

(2) 前項の契約が締結されたとき、当行はただちに当該銘柄の目論見書の定めにより自動けいぞく（累積）投資口座を設定いたします。

3.（金銭の払込み）

お客さまは、当該銘柄の買付にあてるため、1回の払込みにつき1千円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むのとし、第2回目以降は随時振込むものといたします。

4.（買付時期および価額）

(1) 当行は、お客さまから買付の申込があったとき、遅滞なく当該銘柄の買付を行います。ただし、当該銘柄の目論見書において買付申込日に制限が設けられている場合は、その定めに従います。

(2) 前項の買付価額は、当該銘柄の目論見書に定めによるものとします。なお、当行は当該銘柄の目論見書の定める所定の手数料および手数料に対する消費税を加えた金額を払込代金の中から申し受けます。

(3) 買付けられた当該銘柄の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものといたします。

5.（管理）

(1) この契約により買付けられた当該銘柄は、すべて「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき振替決済口座で管理いたします。

(2) 当行は、当該銘柄の管理につき、口座管理料を申し受けることがあります。

6.（果実の再投資）

(1) 前条の管理にかかる当該銘柄の果実は、お客さまに代わって当行が受領のうえ、当該お客さまの口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付の手数料は無料とします。

(2) お客さまは、いつでも前項の買付の中止を申し出ることができるものとします。

7.（換金）

(1) お客さまは、いつでも当行を通じて自己の保有する当該銘柄の換金を請求することができます。ただし、当該銘柄の目論見書において換金の申込日に制限が設けられている場合は、その定めに従います。

(2) 当行は、お客さまから前項の換金の請求を受けたときはこれを換金し、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、当該銘柄の目論見書の定めによるものとします。

(3) 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

8.（解約）

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

① お客さまから解約の申し出があったとき。

② 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。

③ この契約にかかる当該銘柄が償還されたとき。

- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- (2) この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく前条に準じて管理中の当該銘柄をお客さまに返還いたします。

9. (申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客さまは所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出ていただけます。
- (2) 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

10. (規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載又はその他相当の方法により周知します。

11. (その他)

- (1) 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく当該銘柄返還代金の金銭を返還した場合。
 - ② 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく当該銘柄返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく当該銘柄の買付もしくは当該銘柄返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
- (3) 本規定に別段の定めのないときは、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」および『「たんざん投信自動積立」取扱規定』等の各規定に従うものとします。

以 上